

代表質問

商店街の活性化、高齢者福祉など8点を伺う



自由民主党
下嶋 倫朗 議員

商店街の活性化について

問 十七年三月に「渋谷区新たな商業振興のための条例」が制定され、商店街の事業者は、商店会の加入に努めるよう規定しているが、加入しなくても何の罰則規定もなく、効果が薄い。地域コミュニティとしての商店街を活性化させるためには、商店会への加入促進をなお一層推進し、商店会と行政、地域や業界などが更に連携を強めて、効果的な対策を実施していく必要があると思つて伺ふ。

区長 制度融資の金利格差、保証料格差や入会の努力義務の規定により、成果は生んでいるが、入会しないことによる罰則を科すことはできない。区は、今年度はイベント回数を拡大するなど商店街を含めたコミュニティの活性化を講じている。今後、ご提言をいただき、商店街とも連携しながら地域発展に尽くしたい。

高齢者福祉について

問 区内の特別養護老人ホームは、既に区立が三カ所、民間が二カ所、区外の特養も含め、五百八十人分を確保しており、真に必要な方は、早期に入所できる現状と認識している。しかし、将来施設サービスが必要となる高齢者は確実に増加する。区長も所信表明の中で、「特別養護老人ホーム等の施設整備も検討したい」と述べているが、施設整備の基本的な考え方について伺う。また、具体的な計画があれば、具体化するのいつ頃か伺う。

まちづくりについて

問 調和のとれたまちづくりの実現には、「絶対高さ制限」「景観計画」「土地利用調整条例」の三つの制度を有機的に組み合わせることが必要と考へる。これら制度を、今後どのような方針で導入するのか伺う。

災害対策について

問 地震発生時に、迅速に安全な場所への避難ができない「高齢者、障害者等の災害時要援護者」に対し、建物が倒壊しても、家屋の一部の空間を安全にする「耐震シェルター」等の設置を助成する制度を創設してはどうか。

地方自治財源問題について

問 「ふるさと納税構想」は、東京から地方へ税収を移すことであり、地方分権改革の視点からは、大きな違和感がある。この構想への所見を伺う。また、区や特別区財政の観点から法人二税の見直しについて伺う。

個人住民税の10%フラット化及び都区の配分見直しについて

問 個人住民税の10%フラット化及び都区の配分見直しにより、景気回復に伴う区の税収の大幅増は見込めない状況下、今後の財政運営をどのように行うのか、考えを伺う。

教育問題について

問 昨年度から実施している「地域で育つ中学生職業体験学習」は、働くことの尊さを体験すると共に、地域のコミュニティづくりに役立つ効果がある。今年度もこの事業を継続し、出来るだけ地域の事業所で体験できるよう配慮してほしい。

障害者福祉について

問 本年三月末に策定された「渋谷区障害福祉計画」の特色はどこにあり、どう具体化していくのか、また、新施設「はあとびあ原宿」の運営をはじめ、計画の実現に向けて、障害者、家族、ボランティア、民間事業者、地域との連携、協力を、どう進めていくのか。

民間事業者の活用やボランティアの協力を求め、円滑、適正に運営していきたい。

名簿は作成済み。さらに確実なものにするため、民生委員に依頼した情報を落とし込み、ハザードマップとともに自主防災、消防団と災害時要援護者を現地で確認していく。

財源格差是正手段であるのみならず、地方自治そのものの否定につながるものであり、議論に値しない。

運動、読書、健康・食育と、それぞれ子どもへの課題を、親や子供が一番集りやすい場所で実施していく。

職業体験学習は大変意味のあること。教育委員会も積極的に取組んでいる。

「安全・安心」の取り組み、教育、文化振興等を伺う

問 現在、都内で九十団体、二千四百人余りが青色回転灯パトロールカーを使ってパトロールをし、効果を上げている。渋谷区での導入について伺う。



公明党
栗谷 順彦 議員



十号通り商店街

「安全・安心」の取り組み、教育、文化振興等を伺う

問 メールで防災無線と同じ内容を文字情報として配信できないか伺う。

区長 水害、地震情報等の配信は提供する情報の種類、頻度、データ量、配信情報の取得ルート及び費用、輻輳の問題等、関係機関を含め十分な検討が必要。また、情報量や機器への負担、利用料負担等のことも考慮し検討したい。

問 空き家といえども個人の財産であるため行政としては現時点では管理者へお願いにとどまっている。防犯、防災上、最低限な対策が必要では。

区長 空き家対策は渋谷区安全・安心でやさしいまちづくり条例の規定に基づいて指導を行っている。適切な管理は所有者等の責務である。財産にかかわることもあり、消防署・警察署に協力を求めるなど、継続的に指導を行う。

問 AED設置拡大について伺う。

区長 現在、本庁舎とスポーツセンターの二カ所に設置している。講習により資格の取得も進んでいる。どのように活用するかも含め関係機関・団体と協議し対応したい。

問 美観だけでなく治安の観点からも落書き対策が必要。人的、物的なサポートをするべきではないかと考えるが。

区長 地区美化推進委員会への助成を実施しているが今後とも必要な対策を検討したい。これからも地区美化推進委員会、町会、ボランティア団体、警察署等の関係機関と連携し、落書きのないきれいな街づくりに努力したい。

問 各校はどのような工夫をしているのか伺う。

教育長 地域の劇団から指導を受ける、朝の音読による言語力・感性を磨く活動、家庭に畑を作って自然に親しむ活動など、各学校が創意工夫を凝らしている。

問 放課後クラブが設置され保護者からも大きな反響を呼んでいる。放課後クラブの教室が狭いという誤解があるが、こういう誤解が生じない広報説明をしていただきたい。また、平日、長期休暇中の利用時間拡大について伺う。

教育長 多くの保護者の方や地域の方々に活動をご覧いただくと共に、日々の活動をわかりやすく記載した「クラブニュース」の配付やサポート委員会の設置等で誤解を解いていきたい。利用時間拡大については、平日の一年生のお迎え時間の延長については区長部局とも協議を行い検討したい。夏休みの朝の受け入れについては、



AED (区役所二階)

学校登校時刻にあわせた時間設定で検討したい。

文化振興と旧大和田小跡地複合施設について

問 文化芸術振興のため財団の設立を提案したい。

区長 検討させていただきたい。

問 旧大和田小跡地の複合施設はファッション・デザイン産業振興の拠点になり得るが、今後の展望を伺う。

区長 区内産業活性化につながるのと同時に、平和・国際都市渋谷にふさわしい、来街者でにぎわう商工観光の一層の振興につながるものと考えている。

子育て支援について

問 廃止学童館の活用と残り七館の今後の予定は。

区長 幡代学童館は放課後クラブとして既に活用中。広尾学童館は区内六カ所目の子育て支援センターとして、富ヶ谷学童館は富ヶ谷保育園が一時保育事業を新規に実施する場所として、氷川学童館は民営授産施設として活用予定。今後放課後クラブに統合される七館については、活用案を作成したい。

問 認定こども園推進について今後の取り組みを伺う。

区長 幼稚園、保育園双方の機能を備えた認定こども園の法制化を図り、現状や今後のあり方を検討し、実現に向け具体的な検討を進めてまいりたい。

区民の健康について

問 乳がん検診の受診率向上について伺う。

区長 対象の方々への個別通知、区二ニューズやホームページでの広報の他、しぶや子育て

サポートお届け隊事業で普及啓発を進めると共に、新たにスポーツセンターとひがし健康プラザでマンモグラフィ車による検診を増設する。

行政サービスについて

問 パスモ(スイカ)での八千円バス利用と証明書等の手数料の電子マネー化について。

区長 ワンコイン百円で運行している八千円バスではシステム改修費等多額の経費もかかり早期導入は困難だが、ICカードについては今後検討が必要。証明書等手数料については公金の収納方法など法的な制約がある。

問 電子納付の具体的計画と進捗状況をお聞かせください。

区長 実現に向け情報収集と課題の整理を行っている。費用対効果を検証中。収納金の消し込みのシステムを新規に構築する必要があり検討中。

公共施設について

問 旧代々木高校跡地利用の進捗状況と所信表明にあつた特別養護老人ホーム建設の時期と場所を伺う。

区長 体育館とグラウンドは東京都教育庁の教育財産で、現在、区がその一部を借用の上で使用している。取得に対して現在のところ都から承諾は得られていない。特別養護老人ホーム建設は一定の結論を得た上でお示ししたい。



憲法改悪・庶民増税に反対し、学童館を守る問題等について



日本共産党
牛尾 真己 議員

憲法改悪について

問 安倍首相は米国と肩を並べて武力行使すると、憲法改定のねらいを語っている。しかし、国民世論は九条改定反対が増え、五六%に達した。区長は区民の命と安全を守る立場から、政府に憲法九条を守るよう意見を上げるべき。

区長 国民投票にかけることになっていく。私が云々すべき事柄と思っていない。

庶民増税に反対し、暮らしを守る問題について

問 六月からの住民税増税が区民の暮らしを直撃する。我が党は低所得者の方々の救済する条例改正案を提出し、都は来年度から生活保護基準より低い収入の納税者に対し都民税所得割分を免除する方向を示した。国に住民税増税を中止するよう求め、川崎市や京都市のように減免規定を拡大し、負担軽減を図るべき。また、各種控除制度の周知を図り、申告を促すべき。

区長 中止を求める考えはない。現行の規定に基づき適切に処理をする。本年度二ニューズ等で知らせた。引き続き、きめ細かな対応に取り組む。

学童館廃止方針を撤回

問 共働きなどで、家に帰っても親が面倒を見れない子どもが千五百人近くいる当区では、家庭代わりの学童館は一層の増設が求められている。放課後クラブは学童館に代わりえず、子どもの生活に合わせた運営がされていない。子どもを革の犠牲にする学童館廃止条例を撤回し、児童福祉法に基づき学童館を全小学校区に増設していくべき。

区長 学童館は歴史的な役割を終えたと考え、順次放課後クラブに統合していく。

問 放課後クラブの指導員を



学童館での保育

二十三区のうち十九区で行っているように、介護認定を受けた高齢者に障害者に準ずる認定を行い、障害者控除を受けられるようにすべき。

区長 必要な協議調整を行い、適切な対応をしていきたい。

神宮前小学校へのトルコ人学校開設について

問 保護者の納得も得ないまま、トルコ人学校としてではなく、国際交流学級と称して開設された。使用許可を得た法人は、百五十万円の授業料のほか校舎基金なども徴収している。実態は保護者も指摘するように、多額の税金を投入して施設を整備し、一民間法人に教育財産を無償使用させる便宜供与ではないのか。

区長 友好都市提携に基づき、国際交流をさらに進める。

旧大和田小学校跡地施設建設

問 医師会の負担額や施設のランニングコストの報告を一切していない一方で、議会報告前から若手デザイナーの支援等をマスコミに発表している。区長のトップダウンで次々と計画が進められることは許されない。区民の暮らしが悪化する中、百二十億円もかけて建設する必要があるのであるのか。計画は白紙に戻すべき。

区長 医師会の負担は鋭意協議中。全体の運営を固めた上で、ランニングコストを明らかにする。より魅力ある施設として建設を推進したい。

都営住宅の承継制度改善

問 住民追い出しをさせないため、都に対し承継基準を公営住宅法の定めるとあり、各義人の三親等の範囲に戻すよう働きかけるべき。

区長 十分に配慮されている。都に働きかける考えはない。

区政の論点・重要課題を問う



民主 党 議員
浜田 浩樹

子育て・教育について

問 日経新聞の調査による「子育て環境」の第一位の座を守り続けてほしいが抱負は、合計特殊出生率では全国最低クラス(0.71)である。これに対する分析は、

区長 トップになることが目的ではなく区民の課題を把握し対応することが問われる。これからも努力したい。合計特殊出生率の低いことと子育てサービスの評価の高いことギャップについては、渋谷

区長 メトロと交渉し、一定の理解を得たと聞いている。

問 広尾病院の地方独立行政法人化について

問 広尾病院が区民の命と健康を守る役割を引き続き果たすためにも、都立のまま存続させるよう要請すべき。

区長 都が主体的に考えるべき課題であると思っている。

区は未婚率が非常に高いということが関係していると思う。児童館は全て廃止するか。専用の施設を活用する児童館には不登校対策に不可欠な面もあり、児童館と放課後クラブの選択を可能にするべき。

区長 児童館は廃止する。また、児童館的なものの必要性については改めて検討したい。

問 放課後クラブの苦情や相談の体制、民間事業者の運営をエックする体制を伺う。また、条例化する考えはないか。

区長 教育委員会が事業を統括し、地域と連携し、保護者の要請にこたえながら機動的で柔軟な運営を行っている。設置条例を置く必要はない。

問 学校選択希望制で生徒数が減少した学校で部活動が困難になるなど問題が起きている。学校選択の情報公開を徹底し、十分な判断材料の提供などさらに進むべき。また、地元の学校が選ばれるよう努力すべきだが取り組みを伺う。

教育長 廃部になる部活動がないような体制作りを努めている。正確な学校の情報を提供するため合同学校説明会を開催したり、学校案内の冊子を作成して全新生徒の保護者に送ったりして情報提供に努めている。大半の児童生徒は地元の学校を選んでいる。

問 特別支援教育の対象者数と支援体制、施設、担当者間の連携体制について伺う。

教育長 五月末現在、小中学校十六校五十九人。巡回相談チームが具体的な学習困難な状況を把握し特別支援教育専門委員会が助言を受け、各学校で個別指導計画や教育支援計画を作成し、特別支援教育を活用した指導を始めている。

進級・進学時は、進学先に對して学習面、生活面での様子や指導に関する書類の引き継ぎを行っている。また、保護者の同意を得て保健所や心身障害者福祉センター等の関係機関から資料を入手し、発達状況や個別ニーズに合った適切な教育を推進する。

問 巨費を投じて建設を進める必要性を感じられないか。

区長 図書館、地域コミュニティ、体育館、医師会、看護学校、保育園、中小ホール等様々な課題に対応するため。

問 百二十億円の積算根拠は、

区長 総工費は完成後に確定全体の一割が医師会負担。

問 ランニングコストは、

区長 積算には時間がもう少しかかる。

問 障害福祉計画では、施設入所者数の数値目標は弾力的にすべきと思うがどうか。

区長 現実に即した数値目標であると考える。



地下鉄広尾駅

問 外部監査・行政評価について

区長 外部監査を導入して既存の監査委員制度と二重のチェック体制が必要と考えるが、病院があり高齢者や障害者が多く住んでいる。広尾駅のバリアフリー化の必要性は、

区長 必要だが、用地問題があつて実現していない。推移を見たい。

問 交通安全について

区長 下り坂の歩道では自転車が多い。自転車と歩行者の安全対策として自転車と歩行者の分離を進め、表示を分かりやすくすべき。自転車が通行する前提で道路全般を見直すべきと考える。また、歩道で

問 外部監査・行政評価について

区長 外部監査を導入して既存の監査委員制度と二重のチェック体制が必要と考えるが、病院があり高齢者や障害者が多く住んでいる。広尾駅のバリアフリー化の必要性は、

いと考えている。

問 東京DC構想と「ふるさと納税」について

区長 東京DC構想への所見は、併せて二十三区再編問題で区が意見を発信すべきではない。

問 投票率アップのため、投票済証発行の活用を。思わずもらいたくなるようなデザイン・素材にしてはどうか。

選挙委員長 申し出のあった方のみ発行。デザイン・素材については今後の啓発活動等に反映させていただきたい。

問 私は選挙カーにかわる選挙運動の実験として選挙カーを使わず運動を行った。区長選での車上での呼びかけの効果や反応を伺いたい。

区長 本人が見極め、使い分けをしていくことが大事。

問 区長・区議会議員選挙の選挙カーの公費負担額を問う。

くなる。ばらまきの政策だけになるおそれもある。

一般質問 少子化問題・保育料滞納問題・学校づくり等5点を問う



フォーラム 議員
薬丸 義人

問 保育料滞納問題について

区長 保育料の滞納問題は保育の質の低下にもつながる。渋谷区は滞納率が低いと聞いているが、現状と今後の取り組みはどうなのか。

問 過去五年間は九九%台を推移している。平成十七年度に保育料を減額したが、収納率に反映せず滞納があることは残念に思う。今後は差し押さえ等も視野に入れ、口座振替率のなお一層の向上を図ってきたい。

問 高齢者問題について

問 住宅用火災警報器の回転が区ニューズで紹介されていたが、高齢者の中には自分で取り付けできない方もいる。ボランティアによる高齢者向けの軽作業代行サービスを導入してはどうか。

区長 東京都や消防署の相談窓口利用が基本であるが、本区としても、シルバー人材センターや消防団、ボランティアセンターを活用する対応も必要である。

問 団塊の世代にボランティア登録してもらおうのほどどうか。

区長 ボランティア確保、コーディネート等の問題があるので直接対応することが適切である。

問 道路及び交通状況について

問 渋滞の原因となる歩行者の多い交差点に、歩行者と車両を完全に区分し、歩行者の安全も確保するスクランブル化を提案する。関係機関と連携のもと実現してほしい。

区長 具体的な判断、実現は警視庁だが、機会をとらえ理解を促す努力をする。

問 今後建設する区施設及び民間施設に、立体化や地下化を視野に入れた二輪車の時間貸しスペースを整備するとともに民間への助成もさらに進めるべき。また、街路樹の間などを二輪車の駐車スペースとして活用すべき。

区長 バイク駐車を含めた交通環境の整備が重要な課題と認識している。区施設への設置誘導については直ちに実現するのは難しいが課題とする。民間へは、財団法人東京都道路整備保全公社の補助金制度を利用し支援を紹介する。さらに、放置自転車対策と合わせバイク駐車場整備の取り組みを進める。

学校づくりについて
問 区立中学校三校において地域特性を活かした特色ある学校づくりが行われているが他の五校についてはどのような展望を考えているのか。

教育長 地域の学校のよさを活かしつつ、区の中学生が抱える課題や今後伸ばすべき点をさらに研究する必要がある。例えば理数教育に重点を置く。中学校の設置を検討している区民に信頼され選ばれる学校にするため、多角的に研究と検討を重ねる。

問 子どもたちの大きな成長に繋がった中学生の職場体験学習を小学生にも取り入れてみてはどうか。

教育長 一部の小学校で総合的な学習の時間を使い、「一日店員体験活動」を地元の商店街の協力を得て実施している。安全性の確保や学校体制受け入れ先の確保等、様々な問題があるので、当面連続五日間全校での実施は中学校のみとする。

介護保険の改善と青年雇用対策拡大、まちづくりなど問う



日本共産党 議員 森 治樹

介護保険について
問 増税と負担増のなか介護にかかる費用を抑制している区民は多い。保険料は応能負担にし、当面は生活支援手当支給を所得区分の第三段階まで拡大を。利用料も非課税世帯の全てのサービス利用料を3%に軽減をすべき。

区長 生活支援手当を拡大する考えはない。低所得者対策は、十分配慮したい。

問 昨年四月から要支援と要介護一の軽度者は介護ベッドや車イスが保険から外され、経過措置後の十月からは全額自己負担になった。必要な人が低額で介護用品を使えるように区が安く提供をするべき。

区長 独自制度の考えはない。

問 状態が変わっていないのに要介護から要支援に変えられた人や同居親族がいるからと家事援助が切り捨てられている、区独自に復活すべき。

区長 切り捨てではない。

問 第三特養等を開設しても特養の待機者は五百十三人で深刻。区長は特養等を検討すると表明したが、第四・五の特養ホームとグループホーム増設をただちに具体化すべき。

区長 できるだけ、早い時期

に具体的な計画としたい。

青年雇用対策について
問 ネットカフェ難民という言葉に象徴される深刻な青年層の就労実態調査を行うべき。

区長 国や都が対応すべき。

問 不当解雇、サービス残業、偽装請負など違法な就労から青年を守るために成人式などでポケット労働法の配布を。

区長 ネットで参照を。

問 不当労働行為の相談事業も区で行えるようにするべき。

区長 国や都の窓口活用を。

まちづくりについて
問 区は居住・教育環境を守るため建築主に環境を守ることと区や住民の合意を得ることを求める条例制定を、高さ制限もこの立場で具体化を。

区長 土地利用調整条例と高さ制限で取り組んでいる。

駅のパリアフリーについて
問 南新宿、代々木八幡、初台各駅のパリアフリー化を鉄道事業者へ働きかけを。

区長 公共交通事業者の責任で検討されるべきこと。

議会情報公開・個人情報保護実施状況

情報公開関係
(平成十九年四月一日)
平成十九年五月三十一日
請求件数 一件
文書件数 十二件
公開件数 十二件
公開の内訳
内部情報 十二件
個人情報保護関係
(平成十九年四月一日)
平成十九年五月三十一日
請求件数 0件

本会議での質問時間

渋谷区議会では、本会議での代表質問・一般質問に時間を導入しています。会派の構成人数により質問時間を決めるものです。持ち時間は、三人以上の会派 基礎時間三十分+構成人数(議長、副議長、監査委員は除く) × 五分 二人の会派 基礎時間二十分+構成人数(議長、副議長、監査委員は除く) × 五分 無所属議員 年間(第一回定例会から翌年の第一回定例会まで)で二十分

会派名	構成人数 (計算上の人数)	持ち時間(分)	備考
自由民主党	10 (9)	75	議長
公明党	6 (5)	55	議員選出 監査委員
日本共産党	6 (6)	60	
民主党	6 (5)	55	副議長
フォーラム	2 (2)	30	
無所属		年間20分	

区議会ホームページのご案内

渋谷区議会では、区議会情報をいち早くお知らせするため、ホームページを開設しています。掲載している情報内容

区議会の活動(今後一カ月の会議の予定、定例会・臨時会、委員会の開会予定、質問項目、提出予定議案、議決結果など)

区議会議員の紹介(顔写真、所属会派、役職、所属委員会住所、氏名、電話、FAX番号、Eメールアドレス、議席番号)

区議会の構成(議長、副議長、議員選出監査委員、委員会構成、会派構成、議場案内図、区議会議案内図)

区議会のあらまし

区議会のおはなし(小学生向け)

区議会だより(平成十三年第四回定例会・平成十四年新年合併号以降)

区議会議報(平成十四年一、二月分以降)

会議録 閲覧できる記録は、平成十五年五月以降に開会された会議で、次のとおりです。

定例会・臨時会の会議録

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(分科会を含む)の記録

ホームページアドレス

<http://www.city.shibuya.tokyo.jp/gikai>

渋谷区役所ホームページからもリンクしています。

傍聴

本会議の傍聴
本会議の傍聴は、区議会事務局で、傍聴券に住所、氏名を記入し、交付を受けてから傍聴席に入ってください。二十五席(五十八席)

車椅子での傍聴
手動式車椅子のまま傍聴できるスペースを三台用意しています。六階保健所側が車椅子専用入り口となつていますが、事前に連絡していただければ、区議会事務局に足を運ぶことなしに、直接専用入り口で手続きをすることができます。なお、電動式については、入らない場合がありますので事前にお問い合わせください。

内線二五一五 議事係

本会議手話通訳
定例会初日の午後一時から午後五時までは手話通訳者を配置します。それ以外の日時をご希望の方は原則七日前までに、住所、氏名、連絡先、希望日及び時間帯を明記し、FAXでお申し込みください。

庶務係 内線 二五一三 FAX(五四五八) 四九三九

委員会の傍聴
本会議の傍聴は、区議会事務局で、傍聴券に住所、氏名を記入し、パツジを着用のうえ、傍聴していただきます。

*本会議の様子は、議場前口ビー・二階正面玄関ロビーに設置してあるモニターで見ることが出来ます。



本会議手話通訳風景

* 質問・答弁は要旨を掲載しています。詳しい内容をお知りになりたい方は、区政資料コーナー、区立図書館で会議録(8月上旬発行予定)をご覧ください。